

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
 新旧対照条文
 目次

○	特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（本則関係）	1
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第四条関係）	14

○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）（本則関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
特定船舶に係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法 （趣旨） 第一条 この法律は、相互保険組合所在国又は相互保険組合所在国が加盟している国際機関により講じられる指定国産原油を輸送するタンカー等に係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定船舶について船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。次条及び第三条第二項において「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定船舶所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 外国相互保険組合 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）第二条第三項に規定する船主責任相互保険組合（以下この号及び第十四条において「船主責任相互保険組合」という。）に相当する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の組合（船主責任相互保険組合が加入する国	特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法 （趣旨） 第一条 この法律は、欧州連合により講じられるイラン・イスラム共和国（次条第五号及び附則第二条において「イラン」という。）を原産地とする原油（以下「イラン産原油」という。）を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、特定タンカーについて船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号。以下「油賠法」という。）第十三条第一項に規定する保障契約の締結等が困難となることに対応して、特定タンカー所有者との間で特定賠償義務履行担保契約を締結する者に対し、当該特定賠償義務履行担保契約の義務の履行として支払われる金銭の額に相当する金額の交付金を政府が交付する制度を設ける等の特別の措置について定めるものとする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （新設）

際団体（船舶について締結される保険契約に係る再保険契約を引き受けているものに限る。）に加入しているものに限る。）をいう。

二 相互保険組合所在国 外国相互保険組合の主たる事務所が所在する国又は地域をいう。

三 指定国 相互保険組合所在国又は相互保険組合所在国が加盟している国際機関（我が国が加盟しているものを除く。）により講じられる措置により、その国又は地域を原産地又は船積地とする貨物を輸送する船舶に係る保険契約についての再保険の引受けが禁止される国又は地域であつて、当該貨物（原油、液化天然ガス及び特定石油製品に限る。）ごとに政令で指定するものをいう。

四 特定石油製品 石油製品であつて、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠しているものであり、かつ、海上運送による輸入に依存し、又は依存することが見込まれるものとして政令で定めるものをいう。

五 指定国産原油 原油に係る指定国を原産地とする原油をいう。

六 指定国船積液化天然ガス 液化天然ガスに係る指定国を船積地とする液化天然ガスをいう。

七 指定国船積特定石油製品 特定石油製品に係る指定国を船積地とする特定石油製品をいう。

八 タンカー 油賠法第二条第九号に規定するタンカーをいう。

九 一般船舶 油賠法第二条第十号に規定する一般船舶をいう。

十 特定船舶 特定タンカー、特定液化天然ガス輸送船及び特定石油製品輸送船をいう。

十一 特定タンカー 指定国産原油を含む原油又は指定国船積特定石油製品を含む石油製品の我が国への輸送の用に供するタンカー（我が国においてのみ原油又は石油製品の取卸しをするものに限る。）をいう。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

一 タンカー 油賠法第二条第九号に規定するタンカーをいう。

（新設）
（新設）

二 特定タンカー イラン産原油を含む原油の我が国への輸送の用に供するタンカー（我が国においてのみ原油の取卸しをするものに限る。）をいう。

(削る)

(削る)

十二 特定液化天然ガス輸送船 指定国船積液化天然ガスを含む液化天然ガスの我が国への輸送の用に供する一般船舶（我が国においてのみ液化天然ガスの取卸しをするものに限る。）をいう。

十三 特定石油製品輸送船 指定国船積特定石油製品を含む石油製品の我が国への輸送の用に供する一般船舶（我が国においてのみ石油製品の取卸しをするものに限る。）をいう。

十四 船舶所有者 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第五条第一項の規定又は外国の法令の規定により船舶の所有者として登録を受けている者（当該登録を受けている者がなくときは、船舶を所有する者）をいう。ただし、外国が所有する船舶について当該外国において当該船舶の運航者として登録を受けている会社その他の団体があるときは、当該登録を受けている会社その他の団体をいう。

十五 特定船舶所有者 特定船舶の船舶所有者（特定船舶の船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であつて、特定船舶の船舶所有者と共同で特定損害保険契約の被保険者となっているものを含む。）をいう。

十六 特定運航 特定船舶が指定国産原油、指定国船積液化天然ガス又は指定国船積特定石油製品を積み込むために当該貨物に係る指定国に向けて運航を開始する時から当該特定船舶に積み込んだ当該指定国産原油を含む原油、当該指定国船積液化天然ガスを含む液化天然ガス又は当該指定国船積特定石油製品を含む石油製品の取卸しを完了する時までの間における特定船舶の

三 タンカー所有者 油賠法第二条第十一号に規定するタンカー所有者をいう。

四 特定タンカー所有者 特定タンカーのタンカー所有者（特定タンカーの船舶賃借人その他の国土交通省令で定める者であつて、特定タンカーのタンカー所有者と共同で特定損害保険契約の被保険者となっているものを含む。）をいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 特定運航 特定タンカーがイラン産原油を積み込むためにイランに向けて運航を開始する時から当該特定タンカーに積み込んだイラン産原油を含む原油の取卸しを完了する時までの間における特定タンカーの運航をいう。

運航をいう。

十七 タンカー油濁損害 油賠法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害をいう。

十八 特定損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 特定運航に伴って生ずるタンカー油濁損害（特定費用に該当するものを除く。）

ロ 特定運航に伴って生ずる損害又は費用であつて、イに掲げるものの以外のもの（特定費用に該当するものを除く。）

十九 特定費用 特定運航に伴って生ずる費用で特定船舶所有者が負担しなければならないものをいう。

二十 特定損害等 特定損害及び特定費用をいう。

二十一 特定損害保険契約 特定船舶ごとに締結される保険契約のうち、特定船舶所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定船舶所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定船舶所有者に生ずる損害（次号及び次条第二項において「特定船舶所有者損害」という。）を填補するものであつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。

ロ 二千トンを超えるばら積み原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第十四条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

ハ 総トン数が千トンを超える特定タンカー又は総トン数が百トン以上の特定液化天然ガス輸送船若しくは特定石油製品輸送船（いずれもその航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。次号二にお

六 タンカー油濁損害 油賠法第二条第十四号に規定するタンカー油濁損害をいう。

七 特定損害 次に掲げる損害又は費用をいう。

イ 特定運航に伴って生ずるタンカー油濁損害（特定費用に該当するものを除く。）

ロ 特定運航に伴って生ずる損害又は費用であつて、イに掲げるものの以外のもの（特定費用に該当するものを除く。次条第二項第三号において「非油濁損害」という。）

八 特定費用 特定運航に伴って生ずる費用で特定タンカー所有者が負担しなければならないものをいう。

九 特定損害等 特定損害及び特定費用をいう。

十 特定損害保険契約 特定タンカーごとに締結される、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合においてその賠償の義務の履行又は費用の支払により当該特定タンカー所有者に生ずる損害（以下「特定タンカー所有者損害」という。）を填補する保険契約であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 保険金額が、当該保険契約について再保険の引受けが行われないことによる保険者の保険金の支払能力を勘案して政令で定める金額以上のものであること。

ロ 二千トンを超えるばら積み原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第十四条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

ハ 総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあつては、油賠法第四十二条第一項、第二項及び第四項の規定に適合する

いて同じ。)について締結されるものにあつては、油賠法第四十二条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

ニ 総トン数が三百トン以上の特定タンカー又は総トン数が百トン以上の特定液化天然ガス輸送船若しくは特定石油製品輸送船について締結されるものにあつては、油賠法第五十条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

二十二 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者(以下「特定保険者」という。)がその被保険者である特定船舶所有者との間で特定船舶ごとに締結する契約であつて、特定船舶所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定船舶所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定船舶所有者損害に係るものを除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において填補することができることとされている特定船舶所有者損害に係る特定損害等の種類と同一のものであること。

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカー、液化天然ガスを輸送する一般船舶及び特定石油製品を輸送する一般船舶に係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額(以下「担保上限金額」という。)を超えないものであること。

ハ 二千トンを超えるばら積み原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものであること。

ものであること。

ニ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、油賠法第五十条第一項、第二項及び第四項の規定に適合するものであること。

十一 特定賠償義務履行担保契約 特定損害保険契約の保険者(以下「特定保険者」という。)がその被保険者である特定タンカー所有者との間で特定タンカーごとに締結する契約であつて、特定タンカー所有者が特定損害の賠償の責任を負う場合又は特定タンカー所有者が特定費用を支払うべき場合において特定損害等(当該特定損害保険契約により填補される特定タンカー所有者損害に係るものを除く。)についてその賠償の義務の履行及び費用の支払を担保するもの(次に掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。

イ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の種類が、当該特定損害保険契約において填補することができることとされている特定タンカー所有者損害に係る特定損害等の種類と同一のものであること。

ロ 賠償の義務の履行及び費用の支払が担保されている特定損害等の金額が、タンカーに係る保険契約の保険金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額から当該特定損害保険契約の保険金額を控除した金額(以下「担保上限金額」という。)を超えないものであること。

ハ 二千トンを超えるばら積み原油の輸送の用に供する特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第十四条の規定に適合するものであること。

ニ 総トン数が千トンを超える特定タンカー又は総トン数が百トン以上の特定液化天然ガス輸送船若しくは特定石油製品輸送船について締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第四十二条の規定に適合するものであること。

ホ 総トン数が三百トン以上の特定タンカー又は総トン数が百トン以上の特定液化天然ガス輸送船若しくは特定石油製品輸送船について締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第五十条の規定に適合するものであること。

ヘ 手数料その他これに類する名目で特定船舶所有者が特定保険者に支払う金銭の額が、当該契約の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものであること。

二十三 総トン数 油賠法第七条に規定する総トン数をいう。

(特定保険者交付金交付契約)

第三条 政府は、特定賠償義務履行担保契約を締結している特定船舶所有者を相手方として、特定船舶ごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合において政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭（以下「交付対象金銭」という。）の額に相当する金額の交付金（以下「特定保険者交付金」という。）を交付することを約し、特定船舶所有者が納付金を納付することを約する契約（以下「特定保険者交付金交付契約」という。）を締結することができる。

2 政府が特定保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち次の各号に掲げるものに該当するものに係る交付対象金銭についての特定保険者交付金を交付する場合において、当該交付対象金銭の額が当該各号に定める金額を超えるときは、

ニ 総トン数が千トンを超える特定タンカー（その航行に際し油賠法第二条第七号に規定する燃料油等を用いることを要しないものを除く。）について締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第四十二条の規定に適合するものであること。

ホ 総トン数が三百トン以上の特定タンカーについて締結されるものにあつては、当該特定損害保険契約と併せて油賠法第五十条の規定に適合するものであること。

ヘ 手数料その他これに類する名目で特定タンカー所有者が特定保険者に支払う金銭の額が、当該契約の締結及び履行のために要する費用の額に相当する金額を超えないものであること。

十二 総トン数 油賠法第七条に規定する総トン数をいう。

(特定保険者交付金交付契約)

第三条 政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対し当該特定保険者が支払う金銭（以下「交付対象金銭」という。）の額に相当する金額の交付金（以下「特定保険者交付金」という。）を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約（以下「特定保険者交付金交付契約」という。）を締結することができる。

2 政府が特定保険者交付金交付契約により同一の事故から生じた特定損害のうち次の各号に掲げるものに該当するものに係る交付対象金銭についての特定保険者交付金を交付する場合において、当該交付対象金銭の額が当該各号に定める金額を超えるときは、

当該各号に定める金額を当該交付対象金銭の額として、前項の規定を適用する。

一 タンカー油濁損害のうちこれに基づく債権について油賠法又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカーに係る特定船舶所有者がその責任を制限することができるもの（以下この号及び次号において「特定タンカー油濁損害」という。）であつて、総トン数五千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの 油賠法第六条第一号の金額から特定損害保険契約により当該特定タンカー油濁損害に係る特定船舶所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

二 特定タンカー油濁損害であつて、総トン数五千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの 油賠法第六条第二号の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定タンカー油濁損害に係る特定船舶所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

三 前条第十八号ロに掲げる損害又は費用のうちこれに基づく債権について船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号。以下この項において「責任制限法」という。）又はこれに相当する外国の法令の規定により特定船舶所有者がその責任を制限することができるもの（以下この項において「特定責任制限損害」という。）であつて、総トン数二千トン以下の特定船舶の特定運航に伴つて生じたもの（責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。）

同項第一号イの金額から特定損害保険契約により当該特定責任制限損害に係る特定船舶所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

四 特定責任制限損害であつて、総トン数二千トン以下の特定船舶の特定運航に伴つて生じたもの（前号に掲げるものを除く。）
責任制限法第七条第一項第二号イの金額から特定損害保険

当該各号に定める金額を当該交付対象金銭の額として、前項の規定を適用する。

一 タンカー油濁損害のうちこれに基づく債権について油賠法又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの（以下この号及び次号において「特定油濁損害」という。）であつて、総トン数五千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの 油賠法第六条第一号の金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

二 特定油濁損害であつて、総トン数五千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの 油賠法第六条第二号の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

三 非油濁損害のうちこれに基づく債権について船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号。以下この項において「責任制限法」という。）又はこれに相当する外国の法令の規定により特定タンカー所有者がその責任を制限することができるもの（以下この項において「特定非油濁損害」という。）であつて、総トン数二千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの（責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。） 同号イの金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

四 特定非油濁損害であつて、総トン数二千トン以下の特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの（前号に掲げるものを除く。）
責任制限法第七条第一項第二号イの金額から特定損害保

契約により当該特定責任制限損害に係る特定船舶所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

五 特定責任制限損害であつて、総トン数二千トンを超える特定船舶の特定運航に伴つて生じたもの（責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。） 同号口の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定責任制限損害に係る特定船舶所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

六 特定責任制限損害であつて、総トン数二千トンを超える特定船舶の特定運航に伴つて生じたもの（前号に掲げるものを除く。） 責任制限法第七条第一項第二号口の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定責任制限損害に係る特定船舶所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

（特定保険者交付金交付契約の期間）

第四条 特定保険者交付金交付契約の期間は、その締結の時からその時の属する会計年度の末日までとする。

（納付金）

第五条 納付金の金額は、一年当たり、タンカー、液化天然ガスを輸送する一般船舶又は特定石油製品を輸送する一般船舶の別ごとに、これらの船舶に係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

（特定保険者交付金）

第六条 政府が特定保険者交付金交付契約により交付する特定保険者交付金の金額は、当該特定保険者交付金交付契約の期間内における特定運航に伴つて生ずる特定損害等に係る交付対象金銭について担保上限金額を限度とする。

險契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

五 特定非油濁損害であつて、総トン数二千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの（責任制限法第七条第一項第一号に規定する場合におけるものに限る。） 同号口の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

六 特定非油濁損害であつて、総トン数二千トンを超える特定タンカーの特定運航に伴つて生じたもの（前号に掲げるものを除く。） 責任制限法第七条第一項第二号口の規定により算出した金額から特定損害保険契約により当該特定非油濁損害に係る特定タンカー所有者損害の填補として支払われる金額に相当する金額を控除した金額

（特定保険者交付金交付契約の期間）

第四条 特定保険者交付金交付契約の期間は、その締結の時からその時の属する会計年度の末日までとする。

（納付金）

第五条 納付金の金額は、一年当たり、タンカーに係る保険契約の保険料の金額の国際的な水準を勘案して政令で定める金額とする。

（特定保険者交付金）

第六条 政府が特定保険者交付金交付契約により交付する特定保険者交付金の金額は、当該特定保険者交付金交付契約の期間内における特定運航に伴つて生ずる特定損害等に係る交付対象金銭について担保上限金額を限度とする。

(特定保険者交付金交付契約の締結の限度)

第七条 政府は、一会計年度内に締結する特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、特定保険者交付金交付契約を締結するものとする。

(通知)

第八条 特定保険者交付金交付契約の相手方である特定船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定運航の開始日時を政府に対し通知しなければならない。

(報告の徴収)

第九条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定船舶所有者に対し、特定運航の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(時効)

第十条 特定保険者交付金の交付を受ける権利は、これを行使することができるときから三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第十一条 政府は、特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金を交付した場合において、当該特定保険者交付金の交付を受けた特定保険者が第三者（当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定船舶所有者を含む。次項において同じ。）に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

(特定保険者交付金交付契約の締結の限度)

第七条 政府は、一会計年度内に締結する特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、特定保険者交付金交付契約を締結するものとする。

(通知)

第八条 特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定運航の開始日時を政府に対し通知しなければならない。

(報告の徴収)

第九条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者に対し、特定運航の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(時効)

第十条 特定保険者交付金の交付を受ける権利は、これを行使することができるときから三年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(代位等)

第十一条 政府は、特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金を交付した場合において、当該特定保険者交付金の交付を受けた特定保険者が第三者（当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者を含む。次項において同じ。）に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

- 一 当該特定保険者に政府が交付した特定保険者交付金の金額
- 二 当該求償権の金額
- 2 特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金の交付を受ける特定保険者が第三者に対する求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、特定保険者交付金の交付の義務を免れる。
 - 一 当該特定保険者が当該求償権の行使により支払を受けた金額
 - 二 当該特定保険者交付金交付契約に係る交付対象金銭について第六条の規定により政府が特定保険者交付金の交付の義務を負う金額

(特定保険者交付金交付契約の解除)

第十二条 政府は、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定船舶所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定保険者交付金交付契約を解除することができる。

- 一 解除その他の事由により特定損害保険契約又は特定賠償義務履行担保契約を締結している者でなくなったとき。
- 二 政令で定める期限までに納付金を納付しなかったとき。
- 三 第八条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
- 四 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）その他の政令で定める法律（これらに基づく命令を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反したとき。
- 六 当該特定保険者交付金交付契約の条項に違反したとき。
- 2 前項の規定による特定保険者交付金交付契約の解除は、当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定船舶所有者が解除の通知を受けた日から起算して三月を経過した日から将来に向か

- 一 当該特定保険者に政府が交付した特定保険者交付金の金額
- 二 当該求償権の金額
- 2 特定保険者交付金交付契約により特定保険者交付金の交付を受ける特定保険者が第三者に対する求償権の行使により支払を受けたときは、政府は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の限度で、特定保険者交付金の交付の義務を免れる。
 - 一 当該特定保険者が当該求償権の行使により支払を受けた金額
 - 二 当該特定保険者交付金交付契約に係る交付対象金銭について第六条の規定により政府が特定保険者交付金の交付の義務を負う金額

(特定保険者交付金交付契約の解除)

第十二条 政府は、特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定保険者交付金交付契約を解除することができる。

- 一 解除その他の事由により特定損害保険契約又は特定賠償義務履行担保契約を締結している者でなくなったとき。
- 二 政令で定める期限までに納付金を納付しなかったとき。
- 三 第八条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。
- 四 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）その他の政令で定める法律（これらに基づく命令を含む。）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反したとき。
- 六 当該特定保険者交付金交付契約の条項に違反したとき。
- 2 前項の規定による特定保険者交付金交付契約の解除は、当該特定保険者交付金交付契約の相手方である特定タンカー所有者が解除の通知を受けた日から起算して三月を経過した日から将来に向

てその効力を生ずる。

3 政府は、第一項の規定により特定保険者交付金交付契約を解除したときは、直ちに、当該特定保険者交付金交付契約に係る特定保険者に対し、その旨を通知するものとする。

(業務の管掌)

第十三条 この法律に規定する政府の業務は、国土交通大臣が管掌する。

2 国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を解除しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(船主相互保険組合法の特例)

第十四条 船主責任相互保険組合は、船主相互保険組合法第四条第五項の規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができる。

(国土交通省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、特定保険者交付金交付契約の締結の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、国土交通省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、欧州連合により講じられるイ

かつてその効力を生ずる。

3 政府は、第一項の規定により特定保険者交付金交付契約を解除したときは、直ちに、当該特定保険者交付金交付契約に係る特定保険者に対し、その旨を通知するものとする。

(業務の管掌)

第十三条 この法律に規定する政府の業務は、国土交通大臣が管掌する。

2 国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

3 国土交通大臣は、特定保険者交付金交付契約を解除しようとする場合には、あらかじめ、内閣総理大臣、外務大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(船主相互保険組合法の特例)

第十四条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)第二条第三項に規定する船主責任相互保険組合は、同法第四条第五項の規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができる。

(国土交通省令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、特定保険者交付金交付契約の締結の手続その他この法律を実施するために必要な事項は、国土交通省令で定める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、欧州連合により講じら

ラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により当該再保険の引受けが行われなくなる
と認められる日として内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が
告示する日以後に生ずる特定損害等について適用する。

(削る)

(削る)

(削る)

れるイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により当該再保険の引受けが行われなくなる
と認められる日として内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣が告示する日以後に生ずる特定損害等について適用する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、イランをめぐる国際情勢その他の情勢の変化により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害を填補するための保険契約であつてその保険金額が第二条第十一号ロの政令で定める金額以上のものの締結が可能であると認められるに至つたとき、又は特定運航が行われなくとも国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に支障を生じないと認められるに至つたときは、速やかに、廃止するものとする。

(平成二十四年度における特定保険者交付金交付契約の限度額)

第三条 平成二十四年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合には、その担保上限金額の合計額が九兆千三百二十二億八千七百六十七万円を超えない範囲内において、これをするものとする。ただし、第七条の規定に基づく国会の議決がなされた場合には、この限りでない。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「事務並びに」を「事務、」に、「事務を」を「事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十二号)第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務を」に改める。

[

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一八十五 （略） 八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。 八十九 特定保険者交付金交付契約に関すること。 九十 海事思想の普及及び宣伝に関すること。 九十一 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。 九十二 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。 九十三 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。 九十四 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 （削る） 九十五 モーターボート競走に関すること。 九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。 九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。	（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一八十五 （略） 八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。 （新設） 八十九 海事思想の普及及び宣伝に関すること。 九十 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。 九十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。 九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。 九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。 九十四 削除 九十五 モーターボート競走に関すること。 九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。 九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。

九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。

百二 航路の整備、保全及び管理に関すること。

百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

百四 〓百二十八 (略)

2 (略)

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第八十八号まで、第九十号から第九十九号まで、第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十条に規定するものについては、観光庁長官の指揮監督を受けるものとする。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。

九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。

百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。

百二 航路の整備、保全及び管理に関すること。

百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

百四 〓百二十八 (略)

2 (略)

(地方運輸局)

第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第一項第五号、第十五号（油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く。）、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号まで、第四十六号（自動車車庫に係るものに限る。）、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号から第九十九号まで、第百号（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。

2 地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十条に規定するものについては、観光庁長官の指揮監督を受けるものとする。

3 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務をつかさどる。

3 地方運輸局の名称、位置、管轄区域及び組織は、政令で定める。

附 則

(所掌事務の特例)

第二条 (略)

2 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。